最終更新日：2017年11月20日
株式会社セラク
代表取締役 宮崎　龍己
問合せ先：経営管理本部
証券コード：6199
http://www.seraku.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は永続的に企業価値を向上させるため、経営理念および経営方針の実現を通じて、社会に貢献します。取締役会の運営においては経営の効率化・意思決定の迅速性・透明性・公正性を確保し、監査役による取締役会の監視機能の充実を図る一方で、内部監査部門による内部牽制機能の強化にも取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4．議決権行使の電子化・招集通知の英訳】
海外投資家比率が相対的に少ないことから、現時点においては実施しない予定ですが、今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視し、議決権電子行使プラットフォームの利用等や英文招集通知の発行も検討してまいります。

【原則3－1．情報開示の充実（v）】
取締役・監査役の選任およびそれらの候補者の指名については、現時点では「株主総会招集通知」に個人別の略歴のみを記載しております。個々の選任理由を記載しておりませんが、次回以降の株主総会の「株主総会招集通知」においては、個々の選任理由を記載することを検討してまいります。

【補充原則3－1－2．海外投資家へ英語での情報開示】
海外投資家比率が相対的に少ないことから、現時点においては実施しない予定ですが、今後、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を注視し、検討してまいります。

【補充原則4－1－2．中期経営計画へのコミット】
当社においては、現時点では事業単年度ごとの業績等の見通しを公表することとしております。また中期経営計画については公表しておりませんが、進捗の確認や分析を行い、必要に応じて適宜、計画や戦略の見直しを行っており、翌事業年度の計画に反映し、有価証券報告書、決算短信および決算説明資料等において開示しております。

【補充原則4－1－3．最高経営責任者等の後継者計画】
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりません。実際の最高経営責任者の選定では、随時変化する経営環境と候補者の人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する等、透明性・公平性の高い方法で取締役会において十分に議論を行ってまいります。

【原則4－2 、補充原則4－2－1．経営陣の報酬】
中長期的な業績と連動する報酬や自社株による報酬制度は設けておりません。経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うことの必要性は認識しており、今後適切な方法を継続的に検討してまいります。

【補充原則4－10－1．任意の仕組みの活用】
独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりませんが、社内取締役3名、社外取締役2名と、取締役会それ自体について独立した客観的な立場からの意思決定を行うためのバランスがとれた構成になっていると考えております。

【補充原則4－11－3．取締役会全体の実効性について分析・評価】
取締役会全体の実効性についての分析・評価およびその開示については、今後、評価方法も含め、導入について検討してまいります。

【補充原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は売上高経常利益率を重要な経営指標と位置付けております。一方、事業の多様性を増しながら拡大を進めている中、現時点において収益力・資本効率等に関する目標を具体的に定めてはおりませんが、事業年度の進捗等につきましては、株主総会や決算発表の場において説明をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－3．資本政策】
当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、新規事業を初めとする成長戦略への積極的な投資を行ってまいります。また、財務基盤の強化に向けて内部留保を確保しつつ、株主還元の充実にも意を払うことを資本政策の基本的な方針としております。

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
（政策保有株式に関する方針）
当社は現在、政策保有株式としての上場株式は保有しておりませんが、今後、取得・保有する場合には取引先との関係強化による企業価値の向上を目的とすることを方針します。
（政策保有株式に係る議決権の行使基準）

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、行使することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、一般株主の利益保護の観点から、原則として関連当事者取引を行わない方針としており、当社役員について、事業年度末毎に関連当事者取引の有無について調査および監視をおこなっております。しかし、止むを得ず関連当事者との取引を行う場合には取締役会の承認を必要としております。また、当社が支配株主との取引等を行う場合は、取締役会において、取引内容及びその条件の妥当性について審議を行い、その可否を決議することとしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（ⅰ）当社の企業理念、ビジョン、経営方針につきましては当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。
(https://www.seraku.co.jp/business/)
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。
(https://www.seraku.co.jp/ir/management/) また、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しておりますのでご参照ください。
（ⅲ）取締役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、各取締役に求められる職責や能力、会社業績等を勘案し、取締役会から一任された代表取締役社長が適正な報酬額を決定しております。また、監査役の報酬につきましても、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議によって決定しております。
（ⅳ）取締役候補の指名につきましては、知識、見識、経験や能力に総合的に勘案したうえで、代表取締役社長が候補者を提案し、取締役会にて決定しております。監査役候補者につきましては、会計や法律等の分野で豊富な経験をもつ人物を監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議しております。
（ⅴ）取締役・監査役の選任およびそれらの候補者の指名については、株主総会招集通知に個人別の略歴を記載しております。

【原則4－1．取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4－1－1
取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会規程に定められた事項を決定しております。その他の業務執行の決定につきましては、組織規程、職務分掌規程、決裁権限基準等の社内規程において定めております。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役5名のうち独立社外取締役を2名設置しており、独立性の高い立場から経営全般に対する監督、助言を適切に行っております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11－1
取締役候補の指名につきましては、各事業分野における経営に強みを持ち、経営管理に適した人材等のバランスに配慮しております。
補充原則4－11－2
取締役および監査役の兼務状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。当社の取締役および監査役の取締役会出席率は高く、兼任数は合理的範囲であると考えております。
補充原則4－11－3
取締役会全体の実効性の分析・評価と、その概要の開示に関しましては、今後の検討課題として対応をしてまいります。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4－14－2
取締役は期待される役割と責務を適切に果たすため、必要な知識の習得と研鑽に努めております。外部セミナーや研修への参加費用につきましても、当社規程に基づいて当社で負担しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営管理本部をIR担当部署として、社長および取締役経営管理本部長が統括してIR活動を積極的に推進しております。機関投資家、アナリスト等向けの決算説明会を年2回開催するとともに、個別面談や個人投資家向け説明会などを実施しております。また、決算説明会資料につきましても当社ウェブサイトにて開示しております。(https://www.seraku.co.jp/ir)

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮崎　龍己	7,072,000	51.49
宮崎　浩美	1,360,000	9.90
株式会社宮崎	952,000	6.93
特定有価証券信託受託者　株式会社SMBC信託銀行	576,000	4.19
松井証券株式会社	98,500	0.71
日本証券金融株式会社	81,200	0.59
GMOクリック証券株式会社	40,500	0.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,000	0.29
株式会社SBI証券	33,500	0.24
DEUTSCHE BANK AG LONDON－PB NON－TREATY CLIENTS 613	30,400	0.22

支配株主（親会社を除く）の有無	宮崎　龍己
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現状では支配株主との取引は行っておりませんが、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西村　光治	他の会社の出身者											
山崎　哲男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村　光治	○	―――	弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことが期待されるため選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

山崎　哲男	○	―――	大企業での経営経験を有し、また代表取締役としての経験も有することから、社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性および中立性を確保するために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～kのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
また、内部監査室および監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芹沢　俊太郎	公認会計士													
勝呂　和之	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

芹沢　俊太郎	○	―――	公認会計士･税理士としての財務および会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督･監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
勝呂　和之	○	―――	税理士としての財務および会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督･監視を行うために選任しております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、上記「会社との関係」のa～mのいずれにも該当していないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議による取締役全員の、報酬額の報酬限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた社長が各取締役の職務、責任および実績に応じて決定することとしております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

当社は、社外取締役および社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行さ

せるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

取締役会：
当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。
取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営および業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。
なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことおよび累積投票によらないものとする事としております。

監査役会：
当社監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査および業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。
なお、定款上において、当社の監査役は3名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

会計監査人：
当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

リスク管理体制：
当社は、リスク管理を経営上極めて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役および取締役会による業務執行およびその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェックおよび内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。

内部監査：
当社は独立した内部監査室を設け、代表取締役の命を受けた内部監査担当者1名が、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会および取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。
また、当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役および取締役会による業務執行およびその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェックおよび内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取組んでおります。
その上で、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役2名を選任するとともに、監査役3名中の2名を社外監査役としております。

当社が社外取締役に期待する機能および役割につきましては、1名については、長年にわたり証券業界に携わられており、当社の取締役会の機能強化および経営監視体制に寄与されることが期待され、また、1名については、弁護士の資格を有し会社法務等の専門的な知見等を有する社外取締役を選任することにより、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂くことであります。西村光治氏は弁護士資格を有しております。
また、当社が社外監査役に期待する機能および役割につきましては、公認会計士および税理士の資格を有し会社財務等の専門的な知見等を有する社外監査役を選任することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性および中立性を確保することであります。芹沢俊太郎氏は公認会計士および税理士資格、勝呂和之氏は税理士資格を有しております。
また、社外取締役および社外監査役の4名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。

これらにより効率的な経営システムと経営監視機能が充分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であり、株主総会集中開催日は特段ないものと認識しております。なお、直近の定時株主総会は平成28年11月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では導入しておりませんが、議決権行使状況等を勘案して対応を検討していまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では参加しておりませんが、議決権行使状況や海外投資家の株式保有比率等を勘案して参加を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、海外投資家の株式保有比率を注視し、英文招集通知の発行も検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後に、決算発表会を開催しております。直近では平成29年10月17日に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」を定めるとともに、全社員への周知徹底を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、経営理念の1つである「世の為人の為に、貢献する」を実践するため、企業統治に係る責任の自覚、企業モラルの堅持を徹底しております。また地方の活性化にも積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、法令・定款および社会規範を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、法令・定款および社会規範に適合した社内規程を整備し、当社グループの取締役および従業員はこれに従い職務を執行する。
(2)当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し、「コンプライアンス規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社グループの取締役および従業員に対する教育、管理監督を行う。
(3)当社は、法令・社会規範および社内規程などの違反行為などの早期発見・是正を目的として、「内部通報制度（公益通報者保護規程）」を設け、効果的な運用を図る。
(4)反社会的勢力の排除を「反社会的勢力対策規程」に定め、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係、不当要求を拒絶・遮断する。
(5)コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づき厳正に対処する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)株主総会、取締役会などの議事録および社内規程に従って作成された業務に関する文書は、法令および「文書管理規程」など社内規程に基づき適切な保存・管理を行う。
(2)取締役および監査役は各部門が保存および管理する情報を常時直接閲覧・謄写または複写することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの把握・事前対応を行うとともにリスクが顕在化した場合には緊急対策本部を設置し、対策にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)経営上の重要事項審議のため、取締役会を原則月に1回以上開催し業務執行上の重要案件について十分審議を行う。
(2)職務執行に係る権限を「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等に定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行う。また、業務運営に関する個別経営課題については、事業部会および幹部会にて審議することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の管理責任は事業を所管する事業部長が負い、事業部長が指名する者が子会社を管理する。
(2)子会社の代表は、所管する事業部に対して定期的に運営状況や経営戦略について情報の共有し連携を図る。
(3)子会社の経営活動上の意思決定事項については、子会社の代表もしくは管理者が当社取締役会に報告し承認を得るものとする。
(4)子会社の代表および管理者は、子会社にて損失の危険が生じた場合、直ちに所管事業部長へ報告する。
(5)子会社の業務監査・コンプライアンス監査などのため、子会社に当社内部監査室を派遣し監査を行う。監査結果については、代表取締役・所管する事業部長および常勤監査役に報告する。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における、当該従業員に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する従業員を配置する。

7．監査役の職務を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助する従業員は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施する。

8．監査役の、監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社監査役より監査業務に関する命令を受けた従業員は、その命令に反して当社取締役の指揮命令を受けないものとする。

9．当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役および従業員は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。
a.当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の事項
b.その他、当社グループの信用および業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
c.重要な訴訟・係争事項
d.社内規程の違反で重大な事項
e.その他、上記に準じる事項
(2)当社グループの取締役および従業員は、前項に定める事項および内部通報制度の通報状況について、速やかに当社の監査役に対し報告を行う。
(3)監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員などに対して報告を求める。

10．監査役への報告および報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役に報告・相談を行った取締役および従業員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

11．会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
(1)取締役は、監査役の職務の執行に協力し監査の実効を担保するための監査費用についてあらかじめ予算計上し、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は「監査役監査規程」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
(2)監査役は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の協力を求めることができる。内部監査室は、監査役による効率的な監査に協

力する。
(3)監査役は、取締役および従業員に対し、随時必要に応じ監査への協力を求めることができる。
(4)監査役は、会計監査人と監査業務の品質および効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
(5)監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議のほか、全ての会議または委員会等に出席し報告を受けることができる。
(6)取締役および従業員は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
(7)当社グループの取締役および従業員は、当社または子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
(8)監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役および従業員との連絡会を開催し報告を受けることができる。
(9)取締役および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
(10)監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携および子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社の特別利害関係者、株主および取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。
反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対策規程および反社会的勢力調査要領に基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート･ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。
(2) 適時開示体制について
当社は、管理部門担当取締役を適時開示の責任者としております。
当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を順守し、適時･適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討･手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。
なお、発生事実に関しては、緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付することとしております。

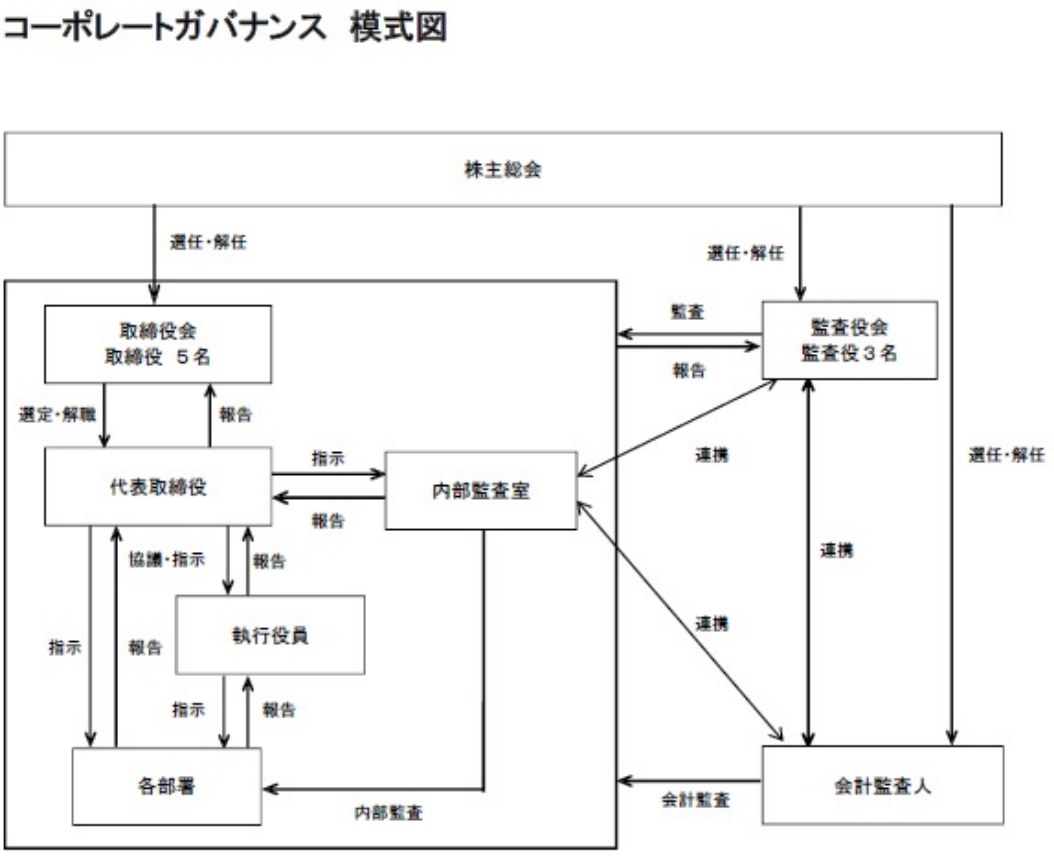

適時開示体制 体制図

決算情報

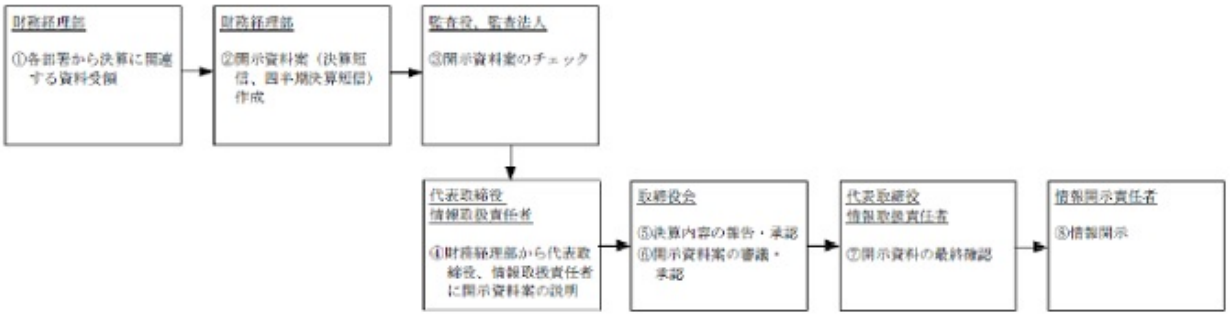

決定事実



発生事実

